

## 診療所専属薬剤師設置免除許可申請書の記載要領

事案	医師が常時3人以上勤務する診療所において、特段の事情により専属の薬剤師の置かない場合。		
根拠法令	医療法第18条 同法施行規則第7条		
提出期限	事前	様式	7
提出窓口	各区保健福祉センター		
添付書類	なし		
提出部数	3部		
手数料	なし		

様式の記入要領及び留意事項	
「開設者」欄	<p>1. 法人の場合、法人名称及び代表者職・氏名を、開設者が医師個人の場合、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。</p> <p>2. 「印」は、法人の場合は法人印、個人の場合は認印でも可。</p>
1. 開設者の住所・氏名	<p>1. 住所は、法人の場合、定款上の主たる事務所の所在地を、医師個人の場合、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地）を記載する。</p> <p>2. 氏名は、法人の場合、法人名称及び代表者職・氏名を、医師個人の場合、開設者医師個人の氏名を記載する。</p>
2. 診療所の名称	1. 開設届又は変更届されている名称を記載する。
3. 開設の場所	<p>1. 「〇丁目〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。</p> <p>2. ビル内での開設の場合は、「〇×ビル〇階」とビルの名称と階数まで記載する。</p>
4. 診療科目	<p>1. 医療法第6条の6、施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。</p> <p>2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の写しを添付する。</p>
5. 病床数	<p>入院施設（病床）について許可（構造設備使用許可）を受けている場合、その病床数を記載する。</p> <p>※有床診療所においては、入院患者の調剤が発生するため、原則免除不可であるが、入院患者、調剤数により判断する。長期間入院実績がない場合は、病床廃止について勧奨する。</p>
6. 一日平均外来患者数	最近6ヶ月間の1日平均外来患者数を記載する。 (新規開設、再開の場合は推定数による)
7. 一日平均入院患者数	最近6ヶ月間の1日平均入院患者数を記載する。 (新規開設、再開の場合は推定数による)
8. 一日平均調剤数	<p>「調剤数」の算定については処方ごとに調剤数を加算し、2種以上の薬剤を調剤する場合には以下の算定方法によること。</p> <p>(内服薬)</p> <p>1回の処方に係る調剤について、服用時点が同時で、かつ、服用回数と同じであるものについては1剤（配合不適など調剤技術上の必要性から個別に調剤した場合及び固形剤と内服液剤の場合、並びに内服錠とチュアブル錠等のように服用方法が異なる場合については別剤）とする。</p> <p>(浸煎薬、頓服薬)</p> <p>1回の処方に係る調剤について1剤とする。</p> <p>(外用薬)</p> <p>1回の処方に係る調剤について、次の区分により別剤として算定する 液剤、シップ薬、散布薬、塗布薬、点眼薬、点耳薬、点鼻薬、座薬、浣腸薬、トローチ薬</p>

## 診療所専属薬剤師設置免除許可申請書の記載要領

様式の記入要領及び留意事項	
9. 専属薬剤師を設置しない理由	<p>専属薬剤師を設置しない理由を記載する。 (例) 内服、外用薬は院外調剤のため</p> <p>(留意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>単に専属薬剤師を配置しない等の理由は許可の対象とならない。</li><li>調剤数が1日平均75未満※であり、また、診療科目が、調剤内容も単純なものが多い耳鼻いんこう科や眼科等の単科である場合。 ※施行規則第19条第2項第1号による</li><li>有床診療所においては、入院患者の調剤が発生するため、原則免除不可であるが、入院患者数、調剤数により判断する。長期間入院実績がない場合は、病床廃止について勧奨する。</li></ol>